

会 議 記 録

令和８年度第 10 回香川県広域水道企業団水道事業等審議会を開催したので、次のとおり報告します。

会 議 名	令和８年度第 10 回香川県広域水道企業団水道事業等審議会
開 催 日 時	令和 8 年 9 月 30 日（水） 10：00～11：05
開 催 場 所	香川県広域水道企業団 601・602 会議室
議 題	1 開会 2 本会の公開について 3 議題等 【報告】 令和 8 年夏季渇水の経過と対応等 【議題】 （１） 料金水準・料金体系について （２） 答申書（素案）について 4 閉会
資 料	別添のとおり
公 開 の 区 分	☒ 公開 ☐ 一部公開 ☐ 非公開
出 席 者	会 長 安藤 茂 副会長 佐藤 裕弥 委 員 境 輝美 〃 土居 譲治 〃 三谷 朋幹 〃 持田 めぐみ 〃 森川 さち子 〃 吉田 秀典 〃 吉田 洋子 企業団 高木 孝征 〃 近藤 壽文 〃 穴吹 泰輔 〃 佐治 康弘 〃 福田 涼一 〃 木内 浩之 〃 石原 芳浩 〃 小笠原 克典

	〃 湯浅 泰三 〃 柳生 明 〃 加藤 良晃 〃 山本 真司 〃 遠藤 智義 〃 綾田 淳平 〃 野崎 峰範 〃 山下 耕治 〃 宮谷 遼大 〃 正木 健作
傍 聴 者	傍聴申込み 2 名、受入れ 2 名
担 当 課 及 び 連 絡 先	香川県広域水道企業団 企画調整課 (087) 826-6112

会議の経過	
1 開会	副企業長が挨拶を行う。 事務局より会議の成立について報告する。
2 本会の公開について	本日の議題は公開とすることを決定する。 傍聴の申込みは 2 名、受入れ 2 名。
3 報告（令和 8 年夏季渇水の経過と対応等について）	事務局より資料 1 に基づき説明を行う。 質疑応答の前に会長から、以下の発言がある。 【会長】 資料 2 ページ目だが、平成 6 年の渇水から平成 20 年あたりまで、渇水が続いており（渇水対応に）ご苦労されているということが分かるかと思う。それ以降、宝山湖それから栴川ダムが完成し、渇水対策に対して効果が発揮されていると思う。事務局報告に質問や意見があればお願いしたい。 質疑や意見は次のとおり。

【副会長】

意見として、一言コメントしたい。資料 1 の渇水の経過と対応を報告いただいたところだが、香川県において水道事業広域化の必要性があることは、経営基盤の強化だけではなく、全国の他地域と違うような渇水問題の対応ということが、そもそもの目的に含まれていたと思う。今年度、残念ながら渇水という問題に見舞われてしまったが、報告にあったとおり、県内の水融通や配分ということで、渇水時においても安定的な供給が可能になったという点、ここは広域化をした効果としてコメントをしておきたいと思う。ぜひ、この渇水対策等も含めて、県民への水の安定供給をお願いしたいということを意見としてお伝えしておきたい。

議題（（２）料金水準・料金体系について）

事務局より資料 2 に基づき説明を行う。

質疑応答の前に会長から、以下の発言がある。

【会長】

料金水準と料金体系だが、資料 8 ページから 10 ページまでに、審議会の各委員の（これまでの）ご意見、それから構成団体のご意見が取りまとめられている。これらの意見を踏まえると、料金算定期間は令和 10 年度から令和 13 年度までの 4 年間とする。それから料金体系は、修正検討案 3、すなわち基本料金と従業料金の比率は現行比率と比べ、基本料金比率を上げつつ増度を緩和することとしてはどうかと考えるところであるが、ご意見をお伺いしたい。

《質疑応答、意見等》

特になし。

【会長】

特にご意見、ご発言がないようであれば、いま提案させていただいた方向で答申を取りまとめさせていただくということでよろしいか。

《意見等》

異論なし。

【会長】

では、料金算定期間は令和 10 年度から令和 13 年度までの 4 年間、それから料金体系は、修正検討案 3 ということで進めたいと思う。

議題（（３）答申書（素案）について）

事務局より資料３に基づき説明を行う。

質疑応答の前に会長から、以下の発言がある。

【会長】

答申書の素案だが、本日はご意見いただけることをいただくこととして、追加の意見や本日の審議会以降で気が付いたことがあれば、早めに事務局に伝えていただくとうことでよろしいか。

【企業団】

答申書の素案について、こういうことも留意してほしいという意見があれば、それを反映させて答申書の案を作り、改めて説明したいと思う。

質疑や意見は次のとおり。

【委員Ａ】

答申書の感想だが、会長のリーダーシップのもと、過去議論された内容が項目毎に整理された答申書になっていると思う。

ひとつ、項目「10 おわり」にあるように、先ほど副会長も申されたが、県内１水道ということが水の融通の問題や経営的にもおそらく大きなメリットがある。残念ながら今回はやむを得ず値上げに至ったということ、今回の料金統一は、市町それぞれの料金をひとつの料金に統一することもあるので、これらについて市民への丁寧な説明や広報に努めていただきたい。

【会長】

付帯意見については、これまでの当審議会での審議内容等を勘案し、事務局とも調整して、付帯意見として５項目取り上げさせていただいた。いまいただいた意見について、答申書への書きぶりも含めて検討させていただきたい。

【委員Ｂ】

２点質問と１つ意見がある。まず、４ページ「６ 料金改定率」の②で、「企業債残高は令和２０年度末に料金収入の４倍以下とする」という目標を立て、今回の料金設定をされることになったが、この２０年度末はどういった基準だったのか、以前にも確認はしたと思うが、改めて確認させていただければと思う。

つぎに、「９ 付帯意見」（１）だが、「経営の安定化を図る観点から、・・・逡増度のさらなる緩和を」について、この逡増度の緩和というのは、例えば少ない使用者の単価を上げて緩和するのか、若しくは大口の利用者の単価を下げて事業者の流出を防

ぐとか、そういった大口を安くするのか、どちらの意味で書かれているか教えていただきたい。

意見としては、今後、より収入が必要になってくると思うので、ふるさと納税のような形での寄付金や、遺贈等の受け入れができればと思う。香川県の水不足というのは全国的にも知られているので、水道利用者以外から収入の手段があればよろしいのではないか。

【会長】

それでは企業債残高と逓増度については事務局から答えていただき、ふるさと納税については副会長からご意見をお願いしたい。

【企業団】

まず一つ目の企業債残高だが、現在の基本計画での企業債残高の条件が、企業団ができた平成30年度から令和9年度末の状況で、令和9年度料金収入の3.5倍以下ということになっている。企業債残高の率を1年ごとに変えることは（単年度では大きく変動することがあるため）計算上難しく、基本的には長く10年間とかの期間で計算して、目標を設定している。これまでが10年間で3.5倍以下という目標を持って財政運営をしてきたので、次の目標期間も、令和10年度から20年度までの企業債残高を料金収入の4倍以下になるよう、長期の期間で考えている。

【委員B】

令和11年度から20年度までということではよろしいか。10年間であれば、令和19年ではないかと思うが。

【企業団】

令和10年度からの10年間であれば、令和19年度になる。

【委員B】

スタートの時期が分からないが、料金統一化からということであればと思ったので、お尋ねした。長期的に考えるということは理解できる。

【企業団】

表現を確認させていただく。

それから、二つ目の質問になるが、逓増度のさらなる緩和について、低い単価で調整するか、高い単価で調整するかということだが、これについては、（それぞれの価格帯の）収入、水量や、調整による影響がどう反映されるかなど考慮するので、一概に高い

単価を下げるだけや、低い単価を上げるだけというのではなく、バランスを見ながら通増度を下げていくと考えているので、いまの時点では、お答えができない状態である。

【委員B】

いまの説明内容については、よく分かる。質問の意図は、経営の安定化を図る目的というものが、通増度の緩和によってなし遂げられるという根拠についてお伺いできればと思っている。

【会長】

「経営の安定化を図る観点から、基本料金の割合を高める」、もうひとつは「通増度の緩和を図る」。ここは後で事務局に検討していただきたいが、いま私が言ったような趣旨であれば、誤解を与えないような表現に修正をしていただくということでご検討いただければと思うが、よろしいか。

【企業団】

承知した。改めて報告させていただきたい。

【会長】

副会長にお尋ねしてよろしいか。ふるさと納税の提案があったが。

【副会長】

まず、ふるさと納税の考え方というは、案としてある。ある都道府県の県庁所在地レベルのところでも、実際に水道財政のための目的で、ふるさと納税の使途の特定を採用している実例はある。したがって、委員Bが提案されたことは、有力な検討の着眼点と思う。一方で、考えなければいけないのは、ふるさと納税等は自主的な納税制度として、財源としての安定性は必ずしも十分期待できないという点で、これを料金原価の引き下げなどに織り込めるかといえ、そこまでの実態はないというのは事実なので、そういった観点からの難しさはあると思う。それともう一点は、やはり税の問題なので、いわゆる税は強制徴収という概念からの税金というもので、水道料金は利用者が利用した分だけ応分の負担をしてもらうという料金というものであり、税と料金は異質なものである、そこを一緒に織り込むことはどうかという疑問点はあるところだ。そうした観点からは、今回の（答申への）書き込みは、もう少し協議・検討する必要があるかと思う。ただ、ふるさと納税で水道に充当することは、それ自体が住民の皆さんに気づきを促す機会として、要するに水道というものにも財源があり、それに充てられるということで、（水道事業の）認知度を高める効果はあると思うので、認知といった社会的な必要性と、料金の低廉化などの観点から検討課題にはなろうかと思う。

【委員C】

付帯意見の（４）だが、水道利用者への理解促進は非常に重要だと思っている。水道の経営状況は必ずしも十分理解されてないと思うが、最も理解されてないと思うのは、施設の状況である。高度経済成長期に作られた水道管・上水道は、老朽化が進んでいて、実は危機的状況にあるということに加えて、香川県では耐震化も十分でないと指摘を受けているところだが、依然として市民の方々にその意識はない。反面、料金を上げると非常にナーバスになるところがあるので、いわゆる経営状況と水質状況と危機管理だけでなく、しっかりと施設の状況を周知して、この水道管から水を飲んでいるのかといった危機感を感じていただきたいと思うので、この点を盛り込めるようなら検討いただきたい。

【会長】

一般論として、水道事業者は、水道管がボロボロになっているといったことは、従来発信したくないと思うが、これからの時代は委員Cの意見のとおり発信していかないと水道を使っていただいている方々、料金払っていただいている方々の理解は得られないのではないかなと思う。これについて、事務局でも検討していただきたい。

【企業団】

周知やPRについて、どの項目でどのような発信が効果的にお知らせできるのかということも検討したい。

【会長】

他に意見はないか。意見がないようなら、各委員からいただいた意見を事務局の方で整理をして、答申書の作成に向けて検討していただきたいと思うので、よろしく願いしたい。

4 閉会